キャリアアップ助成金のご案内

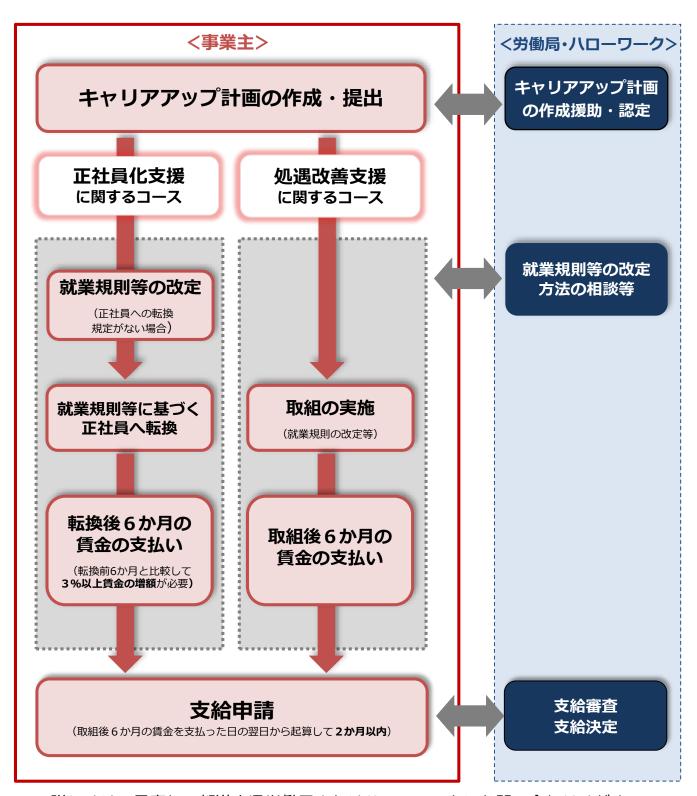
「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内 でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

	助 成 内 容			※<>は生産性の向上が認められる場合の額	
			助成額	中小企業の場合	大企業の場合
	正社員化 コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に 転換又は直接雇用した場合(1人当たり) ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限 定・短時間正社員)」を含みます。	① 有期 → 正規	57万円 <72万円>	42万7,500円 <54万円>
正社員化支援			② 無期 → 正規	28万5,000円 <36万円>	21万3,750円 <27万円>
			※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額) ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①:1人当たり9万5,000円<12万円> ②:4万7,500円<6万円>(大企業も同額) ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に加算 ②:1人当たり9万5,000円<12万円> ②:4万7,500円<6万円>(大企業も同額) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に加算 1事業所当たり9万5,000円<12万円>(大企業の場合、7万1,250円<9万円>)		
			① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
	障害者正社員化 コース り)	有期 → 正規	120万円	90万円	
援		※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限	有期 → 無期	60万円	45万円
			無期 → 正規	60万円	45万円
			② 重度身体障害者、	重度知的障害者及び精神障害者以外の場	。
			有期 → 正規	90万円	67.5万円
			有期 → 無期	45万円	33万円
			無期 → 正規	45万円	33万円
			※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。		
	賃金規定等 改定コース	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させた場合(1人当たり)	対象労働者数 1~5人	3万2,000円 <4万円>	2万1,000円 <2万6,250円>
			対象労働者数 6人以上	2万8,500円 <3万6,000円>	1万9,000円 <2万4,000円>
			 ※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合に加算 1人当たり1万4,250円<18,000円> ※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合に加算 1人当たり2万3,750円<3万円> ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合に加算 1事業所当たり19万円<24万円> (大企業の場合、14万2,500円<18万円>) 		
	賃金規定等 共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	57万円 <72万円>	42万7,500円 <54万円>
	賞与・退職金 制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に <mark>賞与・退職金制度を導入</mark> し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	38万円 <48万円>	28万5,000円 <36万円>
処遇改善支援			※ 同時に導入した場合に加算 16万円<19万2,000円>(大企業の場合、12万円<14万4,000円>)		
善 支 援		光は入弃に甘ごノも入/□8本の笠田は ↓	1事業所当たり	19万円 <24万円>	14万2,500円<18万円>
	労使合意に基づく社会保険の適用拡大 の措置の導入に伴い、短時間労働者の 護向を適切に把握し、社会保険適用と	※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算			
		2 %以上3%未満	1万9,000円 <2万4,000円>	1万4,000円 <1万8,000円>	
	導入時処遇改善	働き方の見直し に反映させるための取	3%以上5%未満	2万9,000円 < 3万6,000円>	2万2,000円 <2万7,000円>
	コース	組を実施した場合	5%以上7%未満	4万7,000円 <6万円>	3万6,000円 <4万5,000円>
		※ 令和4年9月30日までの取組に限り助成します。	7%以上10%未満	6万6,000円 <8万3,000円>	5万円 < 6万3,000円>
			10%以上14%未満	9万4,000円<11万9,000円>	7万1,000円 <8万9,000円>
			14%以上	13万2,000円 <16万6,000円>	9万9,000円<12万5,000円>
	短時間労働者 有期雇用労働者等の週所定労働時間を 3時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	左切 言田兴禄之处 ∧ '□ご' → 兴禄li+ □ - 4	3時間以上延長	22万5,000円 <28万4,000円>	16万9,000円 <21万3,000円>
		3時間以上延長し、社会保険を適用し	※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した 場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります)		
		心物点(1人ヨにリ)	4 0±881V L 2 0±88±2#	FTF 000FF (7.FFF)	4T4 000E (FT2 000E)
			1時間以上2時間未満	5万5,000円<7万円>	4万1,000円 <5万2,000円>

キャリアアップ助成金 支給申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、

各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



- ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ バンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームペー ジに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

